

審議会等における書面による審議等の概要

1 審議会等の名称	八千代市建築審査会
2 書面による審議等の理由	八千代市審議会等の会議の公開に関する要領 第4条第3号に該当 (理由) 建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る同意(1件)は、法人その他団体に関する建物内部の配置、建築設備の位置の状況に係る詳細な情報を審議等の内容に含むものであり、当該内容を公にすることにより、建物内部の詳細な構造が明らかとなり、建造物侵入等の犯罪を誘発し、または犯罪の実行を容易にするなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とする。
3 審議等の期間	令和7年7月28日 ～ 令和7年8月4日
4 議 題	建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る同意(1件)
5 委員からの意見等	非公開
6 審議等の結果	同意